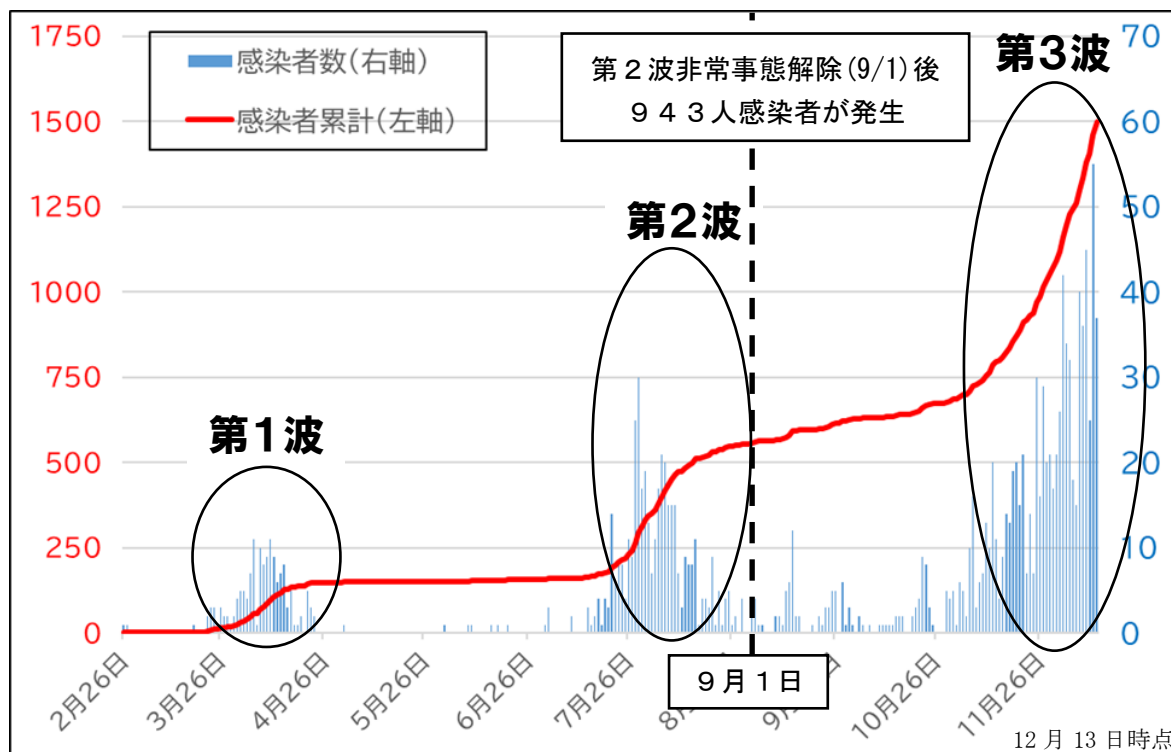


新型コロナウイルス感染症 第3波 「年末年始」集中 緊急対策

令和2年12月14日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

現状分析

県内では経験したことのない感染拡大に直面



- 1日55人の最多感染者を確認 (12/12)
 - ・感染者数累計は1,498人、濃厚接触の疑いを含む約5万件の検査を実施
- 累計53のクラスターのうち、11月以降に29が発生
 - ・このうち、飲食店関連クラスターは11発生、院内感染クラスターも発生
- 入院患者数は242人、第2波ピークの1.8倍
 - ・第2波ピークは134人(8/10)、現在の病床等利用率は28%

【県内の感染拡大の特徴】

- (1) 「**県外由来**」が**4割**、うち**7割**が**愛知県由来**
- (2) 「**飲食**」を介しての感染が全体の**4分の1**
- (3) 「**外国人県民**」の感染が全体の**14%** (人口割合**3%**)
- (4) 「**福祉施設**」内感染が**立て続けに5件発生**

今、感染を止めないと、医療体制ひっ迫の危機

○ 本県の状況は、ちょうど1か月前の愛知県を超える状況

- ・愛知県では、11月13日の患者発生数は1日113人。
- ・この113人を本県人口規模に換算すると1日30人程度。

○ 確保病床は最大値。これ以上の拡大強化は極めて困難

- ・現在、本県の病床は最大625床、宿泊療養施設は466床。
 - 病床拡大は医師や看護師など人材の確保が不可欠。
 - 現時点で、追加で医療人材を確保することは極めて困難。

○ 連日100人規模の患者発生で病床ひっ迫

- ・以下の様な事態が県内でも起こりうる可能性が。
 - 医師が「要入院」と判断しても入院させる病床がない。
 - 同居家族への感染を避けるための宿泊療養施設がない。
 - 救急対応の制限や外来診療の休止など、一般診療に影響が生じる。
特に、心疾患や脳血管疾患など、重篤な疾病に対し緊急な対応に遅れが生じる。



県民の皆さんの命を守り、医療崩壊を防ぐためにも、患者発生をこれ以上増やさないための取組が必要です。

※ 「受診・相談センター」は24時間体制で相談できる体制を年末年始も維持（休日夜間連絡先：058-272-8860）

高感染リスクが多い年末年始の集中対策

1 県民の「行動」対策 [12/15(火)~1/12(火)]

(1) 県をまたぐ不要不急の往来、特に愛知県との往来を自粛

- 県をまたぐ「旅行」の自粛、「帰省」についても自制
- 特に、「忘年会」「クリスマス」「初詣」「新年会」「成人式の2次会」等の年末年始の高感染リスクの場は徹底回避。

※神社関係者、県内大学等高等教育機関との意見交換会を実施

(2) 飲食に関する対策

- 「酒類の提供を行う飲食店」への営業時間の短縮を特措法に基づき要請

【概要】（詳細は別紙1参照）

【対象業種】 酒類の提供を行う飲食店

※食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている

店舗のうち酒類の提供を行う店舗

【要請内容】 時短要請 [夜9時以降~朝5時までの休業を要請]

【要請期間】 令和2年12月19日(土) 21:00 ~

令和3年 1月12日(火) 5:00 [25日間]

【対象エリア】 岐阜市、大垣市、中津川市、羽島市、各務原市、瑞穂市

【協力金】 50万円(25日間実施した場合のみ支給)

- 「家族以外の大人数(5人以上)での飲食」、午後9時以降の「酒類を伴う飲食」、「接待を伴う飲食店利用」の自粛要請(飲食は、普段から一緒にいる人と少人数で)
- 「G・T・イート食事券」の新規発行の停止

2 「対象」を絞った対策

(1) 外国人県民の感染防止対策

- 外国人も受けやすい検査
 - ・ 専修学校等に「プライマリ・ケア・ドクター（かかりつけ医）」設置
 - ・ 県在住外国人相談センターに「COVID-19 外国語相談センター」設置
- 技能実習生への情報提供の徹底
 - ・ 監理団体（県内124団体）の連絡会議を設置し、技能実習生に係る感染防止対策を徹底
- 失業した外国人のための職業訓練の実施
 - ・ 特に「介護職」をターゲットに、現場で必要な日本語訓練を行った上で技術を習得
- 動画を活用した情報提供
 - ・ 外国人県民の視覚に訴える感染防止対策の説明動画の作成（5言語に対応）
- 新しいスタイルの年末年始を推奨
 - ・ クリスマス、ニュー・イヤーは、家族と家で、仲間とオンラインで

(2) 福祉施設内感染対策

- 施設への個別指導の強化
 - ・ 県による「抜き打ち点検」の実施
 - ・ 重点項目（職員対策、施設内拡大防止対策）の取組状況を一斉確認
- 施設職員（特に若手職員）への感染対策の徹底
 - ・ 最近の感染・クラスター発生要因をわかり易く説明・周知
 - ・ 県配信動画による施設内研修の徹底
- 通所サービスへの対策強化
 - ・ 通所サービス用の「チェックリスト」を見直し、感染防止対策を再徹底
 - ・ 特に、施設利用者の利用時における体調チェックを徹底
- 「ぎふコロナガード」（感染対策担当者）の活用強化
 - ・ 福祉施設での「ぎふコロナガード」の設置徹底、チェックリストに応じた感染対策の実施を再徹底

年末年始における営業時間短縮要請の概要

1 要請内容

■ 営業時間の短縮要請

- ・ 午後 9 時から午前 5 時までの休業を要請
(特措法第 24 条 9 項に基づく要請)

2 要請期間

■ 飲酒を伴う会食の機会が増える年末年始

- ・ 令和 2 年 12 月 19 日 (土) 午後 9 時～
令和 3 年 1 月 12 日 (火) 午前 5 時 (25 日間)

3 対象業種

■ 酒類の提供を行う飲食店 (酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む)

- ・ 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、酒類の提供を行う店舗
※ テイクアウトやデリバリー、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外

4 対象地域

- 岐阜市全域、大垣市全域、中津川市全域、羽島市全域、各務原市全域、瑞穂市全域

5 協力金

■ 1 店舗ごとに 50 万円を支給

- ・ 要請を行う全期間 (25 日間)、営業時間の短縮を実施した店舗

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）

実施概要（案）

協力金概要

■趣旨

日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の拡散抑制のため、県の要請に応じて対象期間中の全ての期間、営業時間の短縮にご協力いただける事業者に対して、協力金を支給いたします。

■支給額

1店舗当たり50万円

対象要件

下記の全てに該当すること

○酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む）であること

※食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち酒類の提供を行う店舗であること。

※岐阜県内の営業時間短縮要請の対象地域内に所在する店舗を運営する事業者であること。

※岐阜県の営業時間短縮要請期間（12月19日（土））より以前に開業しており、営業実態が明らかに確認できる事業者であること。

○岐阜県の営業時間短縮要請期間（令和2年12月19日（土）21：00から令和3年1月12日（火）5：00）において、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた事業者

※全面的とは上記要請期間の全てにおいて、要請地域内の対象店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が要請期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮要請内容とは、夜9時以降～朝5時までの休業を要請することを言います。

○接待を伴う飲食店、カラオケ店、及びライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成・提出し、その確認を受けていること。

○暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

申請手続

■申請受付期間

令和2年12月19日（土）～令和3年1月26日（火）

■申請方法

郵送のみ ※持参による申請は受付できません。

■申請に必要な書類（予定）

必要事項を記載した「協力金申請書」（法人にあつては「法人番号」を記載）の他、次の書類を添付して申請してください。

- ①協力金申請書（申請書、営業時間短縮を実施した店舗の内容、誓約書）
- ②営業実態が確認できる資料
 - ・確定申告書の写し及び営業短縮前直近の経理帳簿写し
 - ・店舗の内観、外観写真
- ③営業時間短縮状況が分かる書類の写し
 - ・時間短縮営業をしていることが第三者から見て明らかに分かるもの（例：休業期間を告知する自社WEBサイトの写しや店頭告知ポスターやチラシ）等
- ④酒類を提供していたことが分かる書類の写し
- ⑤営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類（飲食店営業許可 等）
- ⑥感染防止対策マニュアル（接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウスのみ）
- ⑦振込先口座が分かる通帳等の写し
- ⑧本人確認書類

■協力金の支給

要請期間終了後、確認が取れた申請案件から速やかに支給開始予定

■問い合わせ先

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）専用相談窓口

電話 058-272-8192 ※12月15日（火）から開設